

「広島市水道局高陽浄水場で使用する電気」の質疑応答書

令和6年 1月19日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		現在の契約電力会社及び契約種別の開示願います。例) ○○電力会社 産業用、業務用又は、業務用電力、高圧電力等	中国電力株式会社の高圧電力です。
2		予備線・予備電源またはその他オプション契約はありますか。ある場合は、予備線・予備電源またはその他オプション契約の名称及び契約電力を開示願います。	ありません。
3		各契約の毎月の計量期間をご教示願います。例) 4月1日～4月30日	毎月1日～月末です。
4		応札から契約終了までの期間に弊社及び当該エリアを管轄する電力会社の料金改定及び約款等の変更があった場合には、料金改定及び約款等の変更、応札額について協議を行うことは可能でしょうか。	本市を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及ぶうる事項につき、変更協議をすることは可能です。
5		弊社の毎月の電気料金の請求(請求書)は「毎月の基本料金(小数点第二位まで)＋毎月の電力量料金(小数点第二位まで)＝電気料金(小数点切捨)」になります。入札付属書の記載方法と一致しない場合がございます。ご理解願います。	電気料金の算定は、契約書第10条に記載のとおりとし、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金(請求額)としてください。
6		切替時に契約電力が500kW以上の協議制契約に変更になる場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。その場合、供給開始日について別途協議をさせていただきまうようお願い申し上げます。	契約電力の増減については、契約書第8条に記載のとおりです。また、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

7	自動検針装置が設置されていない施設については、自動検針装置に切り替わる可能性があります。また設置できない場合は、毎月の30分値デマンドデータの開示ができない、送配電の検査員が訪問する等の他施設とは異なる場合がございますのでご了承ください。	自動検針装置は設置しています。
8	内訳書には、力率割引を反映した金額を記載する認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	請求書を複数に分割する必要がある場合、対象となる事業者について別途リストの提供をお願いします。また毎月、請求金額確定後にポータルサイトから電気料金請求書をダウンロードいただき、各事業者の分担金額を記載したリストを作成いただき、共有をお願いします。共有されたリストをもって分割した請求書を発行させていただきます。	了承いたします。
10	落札となった場合、支払方法は口座振替と銀行振込のどちらになりますか。銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承ください。	どちらでも可能です。 振込手数料の負担について了承いたします。
11	落札となった場合、契約書に記載以外の条項について、弊社約款を適用するため、弊社フォーマットの電力需給申込書を提出願います。※署名のみで押印不要。	了承いたします。
12	落札となった場合、契約書（案）の条項について、弊社リーガルチェックを踏まえ、覚書で契約書に記載の内容を調整いただくことは可能でしょうか。	契約書の条文の追加及び変更等、締結に伴う協議はできませんが、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。